

平成 29 年度
予算編成ガイドライン
(抜粋版)

西 予 市

平成 2 8 年 1 0 月

内容

I	総論	1
1	当市を取り巻く現状	1
(1)	国の経済情勢及び政策動向	1
(2)	市財政の現状と今後の見通し	1
(3)	第2次西予市総合計画に基づく事業推進及び地方創生と行財政改革の実行	2
2	予算要求の大まかな流れとスケジュール	2
(1)	要求部局新規事業案提出依頼	2
(2)	要求部局新規事業案提出	2
(3)	企画財務部長・財政課長1次準備査定	2
(4)	要求部局第1次案提出依頼	2
(5)	第1次部長級調整	3
(6)	要求部局第1次案提出	3
(7)	予算要求額の計数、資料確認	3
(8)	企画財務部長・財政課長2次本格査定	3
(9)	財政当局暫定案の提示	3
(10)	企画財務部長・財政課長3次査定	3
(11)	第2次部長級調整	3
(12)	要求部局第2次案提出	4
(13)	財政当局最終調整案の提示	4
(14)	復活折衝案件調整	4
(15)	復活折衝案件提出	4
(16)	復活折衝	4
(17)	理事者査定（概要報告）	4
(18)	総合政策課、要求部局及び財政当局による第2次総合計画政策体系との関連確認作業	4
II	基本方針	6
1	当初予算	6
(1)	歳入	6
(2)	歳出	7
ア	事業評価に基づく予算要求	8
イ	新規事業における予算要求	8
ウ	国又は県の事業廃止に伴う市の単独事業化における予算要求	8
エ	特別会計及び公営企業会計への財政支援（繰出金事業）における予算要求	8

オ	第三セクターへの財政支援及び指定管理施設管理委託料における予算要求	9
カ	各種団体への補助金及び負担金における予算要求	9
キ	予算単年度主義と補助金交付	9
ク	人件費、公債費及び扶助費の考え方	9
	(3) 予算額の目標額	10
	(4) 予算査定	10
	(5) 予算要求基準	10
	(6) 復活折衝	14
2	補正予算	15
	(1) 増額補正	15
	(2) 減額補正	16
3	予算編成事務	16

本市は、西予市予算事務規則（平成 25 年規則第 11 号）第 4 条の規定に基づき、平成 29 年度の予算を編成するため、予算編成方針として、平成 29 年度予算編成ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を定めるものとする。

I 総論

まず、総論として、次のとおり全体に係る内容を示す。

1 当市を取り巻く現状

(1) 国の経済情勢及び政策動向

国の経済情勢は内閣府が公表した平成 28 年 10 月の月例経済報告によると、我が国経済の基調判断は、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とし、先行きは、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。」とする一方で、「海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。また、英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」と指摘している。

政府は、「東日本大震災からの復興・創生に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していく。」ことを政策の基本態度とし、このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」、「日本再興戦略 2016」、「規制改革実施計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」及び「ニッポン一億総活躍プラン」を着実に実行し、また、働き方改革に取り組み、年度内を目途に「働き方改革」の具体的な実行計画を取りまとめるとともに、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、「未来への投資を実現する経済対策」を実施することとしている。

これらにより、好調な企業収益を、投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現することとしている。

(2) 市財政の現状と今後の見通し

平成 28 年度予算においては、当初目標としていた一般財源額をほぼ確保し、9 月補正後予算では特定目的基金を活用しながら、財政調整基金は繰り入れせず編成に至っている。しかしながら、前年度に引き続き、新市まちづくり計画（建設計画）に基づき大規模事業を予算化しており、普通建設事業の財源として地方債を発行することによって、収支の均衡を保っているのが実情である。合併後 14 年目を迎える平成 29 年度以降においても、建設計画に基づく建設事業が数多く予定されており、平成 31 年度に実施期間切れとなる旧合併特例債（普通交付税算入率 70%）を活用し実施することが見込まれるため、後年度の公債費（地方債償還金）が増加し財政を圧迫することが懸念されるところである。併せて、人口減少の進展に伴う市税や地方交付税など一般財源は減少し、対して社会保障費関係経費の増大が見込ま

れ、平成 29 年度以降は収入不足を財政調整基金の取り崩しによって補填する対応が迫られている。特に普通交付税において、総務省の平成 29 年度概算要求は、前年度比 4.4%減となっており、臨時財政対策債の増額は見込まれるものの、平成 29 年度の当市の普通交付税額は、合併算定替を考慮しても前年度比で約 5 億を超える減額の見込みとなっている。したがって、今後より一層、限られた財源を計画的、効果的に投資し、中長期を見通した健全財政の維持に努めなければならない。

(3) 第 2 次西予市総合計画に基づく事業推進及び地方創生と行財政改革の実行

国のまち・ひと・しごと創生に係る「長期ビジョン」及び「総合戦略」を踏まえ、当市の最上位計画である第 2 次西予市総合計画に基づき、9 年後（2025 年）の目指す姿を示す基本構想の実現に向けて、西予市創生総合戦略として位置付ける、将来の人口減少を見据えた出生率向上策のほか、市独自の地方創生に係る施策を積極的に企画立案し、予算化を図る。また、総合計画における政策「行財政」の基本計画に基づく重点事業を具体化し、行財政改革のより一層の推進策として、無駄の排除、後年度に一般財源を生み出す業務改革に取り組む。（総合戦略と総合計画の関係・行財政加速化プログラムの策定）

2 予算要求の大きな流れとスケジュール

予算要求の大きな流れは、次のとおりとする。なお、各要求部局は、資料作成等準備を入念に行うこと。

(1) 要求部局新規事業案提出依頼

財政当局から要求部へ、新規事業案の提出を依頼するものである。

期日：8 月 9 日

(2) 要求部局新規事業案提出

要求部から財政当局へ、要求部局新規事業案を提出する期限である。

期日：9 月 2 日

(3) 企画財務部長・財政課長 1 次準備査定

企画財務部長・財政課長が、各要求部局新規事業案について、当該要求現課に対し、説明を求め、ヒアリングをし、準備査定を行うものである。

期間：10 月 11 日～10 月 17 日

(4) 要求部局第 1 次案提出依頼

財政当局から要求部へ、要求部局第 1 次案の提出を依頼するものである。

期日：10 月 31 日

(5) 第1次部長級調整

要求部局第1次案を作成するため、各部長級が各部の一般財源額合計の枠内に収まるように、部内の要求内容を調整する最初の期間である。

期間：10月31日～11月22日

(6) 要求部局第1次案提出

要求部から財政当局へ、要求部局第1次案を提出する期限である。

期日：11月22日 17:15まで

(7) 予算要求額の計数、資料確認

財政当局の課長補佐以下が、予算要求額の計数確認や資料の不備等を確認するものである。

期間：11月22日～1月11日

(8) 企画財務部長・財政課長2次本格査定

企画財務部長・財政課長が、各要求部局第1次案について、当該要求現課に対し、説明を求め、ヒアリングをし、本格査定を行うものである。

期間 11月28日～1月11日

(9) 財政当局暫定案の提示

財政当局から要求部へ、財政当局暫定案を提示するものである。この案により、各部長は、企画財務部長・財政課長査定の結果にかかわらず、復活折衝案件調整期間よりも前に、要求額の調整案を検討し、復活折衝案件を絞り込んでおくこと。

期日：1月13日

(10) 企画財務部長・財政課長3次査定

2次査定後に要求内容の変更や突発的に予算化が必要となる案件が生じた場合に企画財務部長・財政課長3次査定を実施する期間を設け、2次査定の進め方に準じて査定を実施する。

期間：1月13日

(11) 第2次部長級調整

企画財務部長・財政課長査定結果を踏まえ、要求部局第2次案を作成するため、各部長級が、部内の要求内容を調整する期間である。

期間：各査定終了後～1月17日

(12) 要求部局第2次案提出

要求部から財政当局へ、要求部局第2次案を提出する期限である。

期日：1月17日 17:15まで

(13) 財政当局最終調整案の提示

財政当局から要求部局へ、財政当局最終調整案を提示するものである。

期日：1月18日午後

(14) 復活折衝案件調整

財政当局最終調整案を踏まえ、各部長級が、部内の要求内容を最終的に調整し、調整が困難な案件について、要求内容の復活を求める事業案件を選定する期間である。

期日：1月18日～1月20日

(15) 復活折衝案件提出

要求部から財政当局へ、復活折衝案件を提出する期限である。

期日：1月20日 17:15まで

(16) 復活折衝

各部長級が、市長、副市長に、復活折衝案件を説明し、要求内容の復活を求めるものである。

期間：1月23日～1月25日

(17) 理事者査定（概要報告）

財政当局が、市長、副市長に、最終的な調整結果である予算要求調書（予算要求原案）を説明し、報告をするものである。

期日：1月27日

(18) 総合政策課、要求部局及び財政当局による第2次総合計画政策体系との関連確認作業

第2次総合計画に合わせ、政策体系を予算管理に連動・関連付けさせるため、総合計画策定の所管課である総合政策課、要求部局、財政当局により財務会計システムの入力内容について、確認・調整する期間である。

期間：10月31日～11月28日（最終決定1月31日）

(19) 予算原案（原稿）完成期日：2月10日

印刷予定期間：2月13日～2月16日

(20) 予算書完成

期日：2月16日

総務課への予算議案書提出期日：2月17日

平成29年度当初予算編成の主な流れ一覧表

編成業務の内容等	期日・期間	財務会計システム 入力作業の内容
(1) 要求部局新規事業案提出依頼	8月9日	
(2) 要求部局新規事業案提出	9月2日	
(3) 企画財務部長・財政課長1次準備 査定	10月11日～10月17日	
(4) 要求部局第1次案提出依頼	10月28日	当初入力 10月31日～11月22日
(5) 第1次部長級調整	10月31日～11月22日	
(6) 要求部局第1次案提出	11月22日17:15締切	
(7) 予算要求額の計数、資料確認	11月22日～1月11日	
(8) 企画財務部長・財政課長2次査定	11月28日～1月11日	2次本格査定による修正入 力 11月29日～1月12日
(9) 財政当局暫定案の提示	1月13日	第2次部長級調整による 修正入力 1月13日～1月17日
(10) 企画財務部長・財政課長3次査定	1月13日	
(11) 第2次部長級調整	各査定終了後～1月17日	
(12) 要求部局第2次案提出	1月17日17:15締切	
(13) 財政当局最終調整案の提示	1月18日午後	財政当局最終調整案によ る修正入力 1月18日～1月20日
(14) 復活折衝案件調整	1月18日～1月20日	
(15) 復活折衝案件の提出	1月20日17:15締切	
(16) 復活折衝	1月23日～1月25日	復活折衝による修正入力 1月23日～1月25日
(17) 理事者査定（概要報告）	1月27日	理事者査定による修正入 力 1月27日～1月30日
(18) 総合政策課、要求部局及び財政当 局による第2次総合計画政策体系と の関連確認作業	10月31日～11月28日 (最終決定1月31日)	
(19) 予算原案（原稿）完成	2月10日	印刷予定期間：2月13日

		～2月16日
(20) 予算書完成	2月16日	総務課への予算議案書提出 出期日：2月17日

II 基本方針

当市の最上位計画である「第2次西予市総合計画」に基づき、平成29年度における予算は、地方交付税交付金における普通交付税の合併算定替えが段階的に終わりに行くなか、中長期を展望したうえで、健全な行財政運営が持続可能となるよう、前年度から引き続き行財政改革に取り組み、限られた財源で効果的な事業展開を実現するよう以下の目標を設定し編成するものとする。また、財政状況、今後の見通し及び財政方針について、市民に情報開示をすすめる、理解が得られるよう努めるものとする。

目標1 第2次総合計画基本戦略の目標を達成するための事業の重点化

目標2 事業効果の検証を徹底し、効果的な事業展開

1 当初予算

(1) 歳入

財政の基本とは、収入の見通しを的確に計算して、それに見合う支出に心がけることにある。歳入は、歳出の見通しを立てる上で、最も重要なものである。

社会経済情勢、法令等の改正等の動向を十分に見極めつつ、過去の実績を踏まえ、次に掲げる財源種別の考え方により、的確に見積もり、歳入として財政当局に要求することを基本とする。

なお、歳入において、市税、手数料、分担金等自己徴収手段による財源は未徴収部分も含め、その確保に努力しなければならないが、自主財源の乏しい当市にあっては、交付金等の確保、国庫支出金又は県支出金、市有財産の売却、賃貸収入、基金利子収入等財産収入、辺地債、過疎債、旧合併特例債等有利な地方債の発行、各種基金の取り崩しの順に少しでも自主財源以外の特定財源を確保する手段を検討した上で歳入を組み立てるものとする。このため、歳入の予算編成における基本的な考え方は次のとおりとする。

ア 市税

市税は、税制改正の動向、社会経済情勢等を十分勘案し、課税の対象範囲、対象者数等を捕捉し、また、過去の徴収実績に加え、未収市税の解消の最大限努力することを念頭に、適切に見積もること。

イ 地方交付税、交付金等

地方交付税、譲与税、その他交付金等については、交付金等に係る制度改正の動向等を踏まえ見積もること。

ウ 国庫等支出金

国・県の施策の動向を的確に把握するとともに、国・県等の補助制度を担当部署と直接連絡を取るなど怠りなく調査の上その認承が可能となるよう努力し、補助制度全般にわたってあらゆる方策を講じて積極的に財源の確保に努めること。

また、補助対象、補助・負担率、補助単価等の把握に努め、過大見積りや超過負担を招くことがないよう的確な見積り額を計上すること。

エ 市債

やむをえず市債を発行して財源に充てる場合には、充当率及び地方交付税措置が共に高い、有利な地方債から順に活用すること。しかしながら、市債は後年度負担を伴うものであるため、安易に財源とすることは避け、市債総額の抑制に努めること。

オ 使用料・手数料及び分担金等

諸物価の動向や管理運営費等との関係、市内外の状況や類似施設の動向を把握した上で、市民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則に立って検討し、適正な収入見込額を計上すること。特に、減免措置をしている場合には、当該措置が妥当であるのか今一度検討し、減免措置の廃止又は見直しを検討すること。

カ 基金の取り崩し

基金の取り崩しにより歳入に当てることを検討している場合には、当該基金条例等設立根拠に規定する運用方針、基金取り崩しの考え方に基づくこと。

キ 財産収入

市保有の財産については、公共施設等総合管理計画に基づき、再度その利用状況を点検し、機能の廃止も含めて、積極的に、売却や有償での貸付など、有効活用を検討し、具体的な利用計画のない売却可能なものについてはその処分を図ること。

(2) 歳出

歳出は、収入に見合う支出に心がけなければならない。当市の財政状況は、中長期の推計から年々厳しさを増し、収入不足を財政調整基金等の基金で補填しなければならぬ時期が迫っている。人件費、公債費、扶助費といった一部の例外をのぞき、

シーリングを設け、歳入額に見合った歳出額に調整せざるを得ない。

このため、歳出の予算編成においては、これまでの事業実施内容のいかんにかかわらず、次に掲げる考え方にに基づき、①必要性、②緊急性、③計画性、④費用対効果、⑤妥当性の5つの要素（以下「歳出予算要求5要素」という。）を吟味し、全てが満たされるよう検討するとともに、見積額を精査し、歳出として財政当局に要求することを基本とする。

なお、各予算要求部局は、必要に応じ、市民等への説明を行い、理解を得られるよう努力するものとする。

ア 事業評価に基づく予算要求

既存事業を継続して予算要求するときは、当該事業の当初の目的に照らし、効果が認められず、又は悪化している事業については、今後継続することで本市にとって財政状況を著しく悪化させる可能性があることから、原則、①廃止、②縮小、③事業内容の見直しを伴う縮小、④事業内容の見直しの順に検討を行い、②、③、④に該当したもののみ、予算要求を認める。

イ 新規事業における予算要求

新規事業については、計画性の乏しい事業投資は、今後の本市の財政状況を悪化させる可能性があることから、原則、事業計画に基づいたもののみ、予算要求を認める。

なお、事業計画とは、目的、対象範囲、実施内容、実施スケジュール、事業効果、計画の見直し手法が少なくとも記載されているものでなければならず、また、一連の事業が継続する場合には、当該継続する事業内容、実施スケジュール、予算規模等を明らかにしていないものは事業計画の要素が含まれているものと認められないことに留意するものとする。

ウ 国又は県の事業廃止に伴う市の単独事業化における予算要求

国又は県の事業に伴い市が事業化をしていた事業について、国又は県が事業を廃止した場合には、原則、当該事業を廃止し、予算要求は行わないものとする。

ただし、市政において積極的に進めるべきとされている事業については、縮小しつつ、事業内容を見直すもののみ、予算要求を認める。

エ 特別会計及び公営企業会計への財政支援（繰出金事業）における予算要求

繰出金の算出に当たっては、原則、国の方針で定める一般会計が負担すべき繰出基準に基づいた金額とする。基準外の繰出金が生じる場合は、その原因を明確にし、事業収入の見直し等、改善計画を講じ事業実施に努めるものとする。財政支援の在り方については、別途通知することとする。

オ 第三セクターへの財政支援及び指定管理施設管理委託料における予算要求

第三セクターについては、独立採算の経営を求めるものであるが、一部を除き厳しい経営が続いている状況が実情であり、経営状況を把握しながら、抜本的な改善策を講じる動きは鈍い状況である。財政支援の在り方や指定管理施設管理委託料の考え方については、別途通知することとする。

カ 各種団体への補助金及び負担金における予算要求

各種団体への補助金については、平成 17 年度の見直し方針に基づいて現在まで予算要求しているところである。活動状況、運営状況及び市政への貢献等を把握し、要求するものとする。

当市が構成団体となっている組織等への負担金については、前々年度の査定から、加入におけるメリットや負担金の算出根拠が明確であり、妥当な金額であるかなど指摘しており、今回もその指摘事項を明確にして要求するものとする。

キ 予算単年度主義と補助金交付

予算については、当該年度の歳入は、当該年度において歳出することとする考え方を予算単年度主義といい、地方財政の基本となっている。したがって、仕掛の状態の事業について、年度をまたいで、経費の支払いをすることは、債務負担行為等を除いて、認められていない。

特に、補助金交付については、当該年度に交付申請及び交付決定がされたのち、翌年度の予算により支出している場合、違法となることから、このようなことを行う場合には、債務負担行為を設定するものとする。

その他、平成 29 年度中に翌年度の準備行為（契約等）が生じる場合においても債務負担行為を設定するものとする。

ク 人件費、公債費及び扶助費の考え方

人件費比率の高い当市において、歳入不足を人件費削減による歳出抑制という手法で容易に達成しようとすることは、給料等が既に県内最低レベルにある水準からして、有能な職員の離職が進展し、当市の経営能力や政策実行能力といった事務的な能力の低下が危惧されるだけでなく、当市の民間事業者も、雇用者の報酬を一段と下げる口実を与えかねてしまい、市民、特に若年層の市外への離散、とどまった市民の困窮等が危ぶまれる。このため、平成 29 年度は、人件費の削減を見送るものとする。無論、現状のままであれば、人件費削減という選択肢も当然残されていると言わざるを得ない。

また、公債費については、いわゆる借金の返済であるが、これは西予市の信用問題を大きく左右する極めて重要な歳費であり、仮に公債費を工面できない場合

には、新たな市債が発行できず、予算編成が極めて困難になるばかりか、市内の産業界へも多大な悪影響を与えることは当市に依存する産業が多くあるという当市の産業構造の成り立ちからして自明であることから、削減することは不可能である。

さらに、扶助費については、社会保障制度の一環としての経常的な意味合いが強い経費であるため削減することは困難である。ただし、市が単独で実施する扶助費については、財政が圧迫される要因とならないよう注視することが必要である。

(3) 予算額の目標額

ア 予算規模

予算規模は、財政推計調査を踏まえ 270.7 億円程度とする。

イ 歳入における一般財源総額

一般財源総額は 172.2 億円、うち財政調整基金の取崩予定額を 4 億円とする。

ウ 歳入における市債

市債の発行予定額は 47 億円とする。このうち 7.5 億円は臨時財政対策債とし、事業に係る市債は 39.5 億円程度に抑制する。

(4) 予算査定

財政当局は、目標とする一般財源総額及び市債の発行予定額について死守することを第一とし、歳出の根拠、財源的な見通し、計数等を精査し、過去の実績やこれまで得られている情報等を基に、多角的に検討した上で、適当と認められた場合に限り、予算要求書に記載することを基本とする。

なお、やむを得ず、企画財務部長・財政課長査定の結果、要求総額が目標とする一般財源総額の枠内に収まらず、また、市債の発行予定額を超過した場合には、人件費、公債費及び扶助費に関する事業を除いたすべての事務事業を対象に一律減額調整を行い、財政当局最終調整案として提示するものとする。なお、財政当局最終調整案は調整幅によっては投資効果がなんら見込まれないものも存在することから、そのようなものを廃止し、枠内に収まるよう、要求部内の調整によりその他を増額するような別案が提出された場合には、財政当局は、その内容を検討し、必要に応じて、調整するものとする。

(5) 予算要求基準

ア 一般財源要求枠の設定（目安）と部局等の区分設定

8月に実施した財政推計調査において、事業費から特定財源を除いた、一般財

源総額は約 184.2 億円となっている。上記で示したとおり平成 29 年度の一般財源総額は 172.2 億円（うち財政調整基金の取り崩し分は 4 億円）と見込んでおり、平成 29 年度に計画する事業すべてを実施することは不可能である。したがって、事業費及びスケジュール等内容を精査したうえで要求するものとする。

ここで、財政推計調査の状況を報告するとともに一般財源枠（目安）を設定し、予算を編成していくこととする。また、一般財源総額から人件費、公債費、扶助費を除き、事業費に係る一般財源枠を算出し、さらに、部局内及び部局を超えた要求額の調整を実施するため、部局等の区分を設定し、合わせてその区分に対する一般財源枠（目安）を設定することとする。

部局等の区分及び一般財源枠は以下の表のとおりである。

部局等の区分

1 総務	総務部、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、会計課、議会事務局、監査委員事務局
2 企画財務	企画財務部
3 生活福祉	生活福祉部及び福祉事務所、病院、つくし苑
4 産業建設	産業建設部、農業委員会、水道課
5 消防	消防本部
6 教育	教育部

財政推計調査結果及び一般財源枠（目安）

（単位：千円）

部局等の区分	平成 29 年度財政推計		財政推計値 一般財源調整額 A 1 から A 6 ま での合計に各区分の占める割合 をもとに算出 B	平成 29 年度 当初予算一般 財源枠（目安） C=A+B
	事業費	うち一般財源 A		
1 総務	2,074,899	718,229	▲ 86,087	632,142
2 企画財務	750,747	337,049	▲ 40,399	296,650
3 生活福祉	6,356,712	4,233,143	▲ 507,383	3,725,760
4 産業建設	5,738,330	1,927,446	▲ 231,022	1,696,424
5 消防	530,975	387,929	▲ 46,497	341,432
6 教育	2,655,607	1,601,117	▲ 191,909	1,409,208
7 その他の部局	839,147	825,269	▲ 98,917	726,352

小 計	18,946,417	10,030,182	▲ 1,202,214	8,827,967
総務（人件費）	4,648,845	4,518,608	0	4,518,608
企画財務（公債費）	3,457,537	3,395,301	0	3,395,301
生活福祉（扶助費）	1,433,997	461,309	0	461,309
教育（扶助費）	17,512	16,815	0	16,815
小 計	9,557,891	8,392,033	0	8,392,033
合 計	28,504,308	18,422,215	▲ 1,202,214	17,220,000

イ 西予市創生総合戦略に基づく事業及び行財政改革等に関する事業の予算要求

既存事業を見直したうえでの上記総合戦略への転換、後年度負担が軽減される行財政改革に関する事業、その他市民サービス向上などの新規事業を積極的に企画立案し要求するものとする。

ウ 財政当局最終調整案の算出方法

目標とする一般財源総額を要求部局第2次案の合計額を超えた場合、各事務事業に係る財政当局最終調整案の算出方法は、次に掲げる最終調整比率、努力係数を用いて、算出方法の例に基づき行うものとする。

a) 最終調整比率

最終調整比率	事務事業
0	<ul style="list-style-type: none"> 西予市民の生命を直接的に毀損する具体的なおそれのある課題を解決する事務事業 法令に基づく事務事業であって、法令によって金額が確定されている部分
1	<ul style="list-style-type: none"> 西予市民の生命を間接的に又は身体財産を直接的に毀損する具体的なおそれのある課題を解決する事業 西予市民の最低限のライフライン（上下水道、生存不可欠道）を確保するための事業 創生総合戦略に関する事業 行財政改革に関する事業 当該投資により将来負担が著しく減少する事業
2	<ul style="list-style-type: none"> 弱者対策に係る事業（ただし、上記に掲げる事務事業に該当するものを除く。） 教育に係る事業（ただし、上記に掲げる事務事業に該当するもの及び施設に係る部分及び児童又は学生の学習効果の向上と無関係な部分を除く。）
3	<ul style="list-style-type: none"> 0～2以外の事務事業又は部分 0～2に該当する事務事業又は部分であっても、財政当局が求める資料に不備又は不十分若しくは対応が不誠実であるもの

b) 努力係数

最終調整比率により強制的に調整した場合、財政当局暫定案提示から要求部局第2次案提出までの調整努力が報われず、今後も調整努力を怠る可能性もあることから、最終調整比率に努力係数を乗じて、最終調整比率を調整するもの

とする。

努力係数	事務事業
1. 2	要求する一般財源が財政当局暫定案を 3%以上オーバーした状態で、第 2 次案として提出した場合
1. 0	要求する一般財源が財政当局暫定案を 2%以上～3%未満オーバーした状態で、第 2 次案として提出した場合
0. 8	要求する一般財源が財政当局暫定案を 1%以上～2%未満オーバーした状態で、第 2 次案として提出した場合
0. 6	要求する一般財源が財政当局暫定案を 0.5%以上～1%未満オーバーした状態で、第 2 次案として提出した場合
0. 4	要求する一般財源が財政当局暫定案を 0%より大きく～0.5%未満オーバーした状態で、第 2 次案として提出した場合
0. 2	要求する一般財源を財政当局暫定案に収め、第 2 次案として提出した場合

c) 創生総合戦略・行革係数

要求部局第 2 次案として要求した地方創生及び行財政改革に関する事業については、企画立案等の努力を反映し、地方創生・行革係数を乗じて、最終調整比率を調整するものとする。

ただし、要求部局第 2 次案における当事業の件数及び当事業に係る一般財源額総額を考察し、係数を調整する場合がある。

地方創生・行革係数	事務事業
0. 5	予算査定において、地方創生事業若しくは行財政改革に関する事業として位置付け、査定結果を伝達した事務事業
1. 0	地方創生事業及び行財政改革に関する事業以外の事務事業

d) 算出方法

以上を踏まえ、n を任意の事務事業、Xn を事務事業 n の要求部局第 2 次案、S を財政当局暫定案の一般財源総額、Rn を事務事業 n の最終調整比率、Qn を事務事業 n の努力係数、Pn を事務事業 n の創生総合戦略・行革係数とすると、財政当局最終調整案 F (Xn) は次のとおりとなる。なお、千円未満は切り捨てとする。

$$F (Xn) = Xn - (\Sigma Xn - S) \times (Xn \times Rn \times Qn \times Pn) / \Sigma (Xn \times Rn \times Qn \times Pn)$$

例えば、当市の一般財源総額が 500 万円で、全事務事業が A から E までとし、最終

調整比率 0、努力係数 1.0、創生総合戦略・行革係数が 1.0 の事業 A の要求部局第 2 次案が 100 万円、最終調整比率 1、努力係数 1.0、地方創生・行革係数が 0.5 の事業 B の要求部局第 2 次案が 200 万円、最終調整比率 1、努力係数 0.8、地方創生・行革係数が 1.0 の事業 C の要求部局第 2 次案が 100 万円、最終調整比率 2、努力係数 1.2、地方創生・行革係数が 0.5 の事業 D が要求部局第 2 次案 55 万円、最終調整比率 3、努力係数 0.6、地方創生・行革係数が 1.0 の事業 E の要求部局第 2 次案が 200 万円だった場合には、次のとおりに調整する。

項	事業 n 等	第二次案 (Xn)	算定	当局案 (F (Xn))
ア	事業 A (R=0、Q=1、P=1)	100 万円	$100-155 \times 100 \times 0 \times 1.0 \times 1.0 \div 606$	100 万円
イ	事業 B (R=1、Q=1、P=0.5)	200 万円	$200-155 \times 200 \times 1 \times 1.0 \times 0.5 \div 606$	174.4 万円
ウ	事業 C (R=1、Q=0.8、P=1)	100 万円	$100-155 \times 100 \times 1 \times 0.8 \times 1.0 \div 606$	79.5 万円
エ	事業 D (R=2、Q=1.2、P=0.5)	55 万円	$55-155 \times 55 \times 2 \times 1.2 \times 0.5 \div 606$	38.1 万円
オ	事業 E (R=3、Q=0.6、P=1)	200 万円	$200-155 \times 200 \times 3 \times 0.6 \times 1.0 \div 606$	107.9 万円
カ	第二次案合計 (ΣXn)	655 万円		
キ	一般財源総額 (S)	500 万円		
ク	カとキの差額 ($\Sigma Xn-S$)	155 万円		
ケ	第二次案、最終調整比率、努力係数、地方創生・行革係数の積の合計係数 ($\Sigma (Xn \times Rn \times Qn \times Pn)$)	606 万円		
コ	財政当局最終調整案合計			499.9 万円

(6) 復活折衝

要求部局と財政当局との調整の結果、最終的に財政当局から困難な調整案が提示され、部内及び部間での調整によっても、一般財源総額の枠内に収まらず、また、市債の発行予定額を超過した場合、枠を超過してでも実施せざるを得ない事務事業について、市長及び副市長に対し、部内の財政圧縮努力とともに、当該案件を説明し、復活折衝を行うことができるものとする。ただし、各部とも、復活折衝が可能な件数は、原則として、予算要求事業件数に 1/20 を乗じて算出した値（2 未満の場合には 2 とする。）までとする。

なお、復活折衝の開始前に、財政当局は、市長、副市長に現在の要求内容の概要を伝えけるとともに、復活折衝によって復活する予算要求額の上限（以下「復活折衝枠」という。）を予め設けるものとする。復活折衝の結果、復活折衝枠を超過した場合には、財政当局は、市長、副市長に、これらを復活折衝枠内に収まるよう、スクラップすべき事務事業についての意見を求め、これを要求部局に伝えけるとともに、これを予算要求調書に反映するものとする。

2 補正予算

補正予算の編成における基本的な考え方は次のとおりとする。

(1) 増額補正

ア 予算要求基準

補正予算の歳出については、当該要求内容が次のいずれかの事由に該当するものは、原則として、補正予算要求を認めないものとする。この場合、来年度の当初予算において要求するものとする。なお、歳入、歳出とも、基本的な考え方は当初予算と同じであり、異なる点について述べている。

(ア) 歳出予算要求5要素を満たさない案件

当該要求内容が、必要性、緊急性、計画性、費用対効果、妥当性の歳出予算要求5要素を満たさない案件が該当する。

(イ) 当初予算で計上すべき案件

当該要求内容が、歳出予算要求5要素を満たしたとしても、当初予算編成時において、計画や施設、設備の対応年数、故障率等を踏まえれば、当該要求内容の発生が推し量れる可能性がある案件が該当する。担当者が失念したものも含まれる。

ただし、来年度要求するより、補正予算において計上した方が、当該事業全般に係る経費総額が圧縮されるとの蓋然性がある場合は、この限りではない。

(ウ) 現予算の範囲内において対応できる案件

事業実施において、計画変更や外部要因等により予算を組み替える必要が生じた場合は、予算の定めを遵守し、可能な限り現予算の範囲内で対応することとする。

(エ) 予備費を充用できる案件

当該要求内容が、予備費の趣旨に照らし、その活用が認められる案件が該当する。

(オ) 補正予算枠

増額補正予算についても、一般財源ベースで補正予算枠を設ける。

補正予算枠は、年度を通じて一定とし、当初予算の一般財源総額に0.01を乗じた金額とする。補正予算を編成していくにつれて、年度後半になるに伴い、補正予算枠は減少していく。

ただし、災害等により西予市民の生命を直接的に毀損する具体的なおそれ

のある課題を解決する事務事業が発生した場合には、優先的に補正予算計上を認めるとともに、この結果、補正予算枠に収まらなかった場合には、例外的にこれを認めるものとする。また、法的根拠に基づく、若しくは後年度の財源とするための基金等への積み立てについても、補正予算枠から除外するものとする。

(2) 減額補正

減額補正によって生じた金額は、前項ただし書きの場合を除き、歳出の補正予算枠を上乗せしないものとし、当該金額を基金積立て等に充当するよう補正するものとする。

3 予算編成事務

予算編成事務は、西予市無駄撲滅運動の取り組みを踏まえ、原則として、紙媒体を用いず、電子媒体により、これを行うことを方針とする。